



# 埼玉県報

号外第 31 号  
令和元年(2019年)  
11月15日  
金曜日

## 目次

### 条例のあらまし

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例のあらまし（畜産安全課）

### 条例

- 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（畜産安全課）

### 告示

- 埼玉県告示第 622 号の取消し（畜産安全課）
- 豚コレラの家畜注射手数料の免除に関する告示（畜産安全課）

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十三号）（畜産安全課）

### 一 趣旨

豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針の一部変更を踏まえ、家畜注射手数料を徴収する注射を追加するための改正

### 二 内容

手数料の新設

豚コレラの注射 三百二十円

### 三 施行期日

令和元年十一月十五日

## 条 例

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第十三号

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。  
別表農林部の項第三十三号中チをリとし、ニからトまでをホからチまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ 豚コレラの注射

三百二十円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 埼玉県告示第六百七十八号

令和元年埼玉県告示第六百二十二号（豚コレラの家畜注射手数料の免除に関する告示）は、取り消す。

令和元年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 告 示

### 埼玉県告示第六百七十九号

令和元年埼玉県告示第五百八十七号（家畜伝染病予防法第六条第一項の規定による告示）により監視伝染病の注射を受けるべき旨を命じた家畜のうち、初回接種の対象となるものに係る家畜注射手数料については、埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表農林部の項第三十三号金額の欄二の規定にかかわらず、同条例第四条第二号の規定により免除する。

令和元年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕